

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p>令和7年5月20日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p>提出者 住 所 東京都新宿区戸塚町1-104 氏 名 学校法人早稲田大学 理事長 田中 愛治 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-5286-3089</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	早稲田大学西早稲田キャンパス
事業場の所在地	東京都新宿区大久保3-4-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	教育、学習支援業（学校教育）
②事業の規模	学生数10,444名（2024年5月1日現在）
③従業員数	1,518人（2025年4月1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【廃油】焼却 → 残さを埋め立て又は再生利用 【廃酸および廃アルカリ】中和 → 残さ発生なし 【感染性廃棄物】焼却 → 残さを再生利用 【廃油（廃溶剤）】焼却 → 残さを埋め立て又は再生利用 【汚泥（金属等を含むもの）】「焼却→ 残さを埋立（一部は再生利用）」または「中和・無害化 → 残さを再生利用」 【廃酸または廃アルカリ（金属等を含むもの）】 「中和・無害化 → 残さを再生利用」または「焙焼 → 残さを埋立」 【廃水銀等】焙焼 → 残渣を埋立（回収水銀を再利用）

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)	
特別管理産業廃棄物管理責任者: 環境保全センター事務長	
環境保全センター	
	1) 教育・研究活動により生じた実験系廃棄物の集約管理 2) 学生、教職員および研究者に向けた教育・研修 ・「化学物質取扱に関する環境保全・安全説明会」の開催 （毎年3～4月に計10回開催、参加者数約1,000人/年） ・オンデマンド学習プログラムの公開 実験系廃棄物を排出する学生や教職員がルール等をいつでも確認できる環境を整備している。 3) 情報公開 毎年発行の「年報」により実験系廃棄物発生量やPRTR報告内容などを公開している。
各研究室・研究支援施設・実験実習施設 (学生、教職員、研究者)	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排 出 量	0.89 t	20.17 t
	(これまでに実施した取組) 当該廃棄物は、主に学生、教職員の教育・研究活動（実験等）により排出されることから、排出量削減に向けて以下の事項を学内の教育・研修の中で説明、指導している。 1) 排出者としての責務を認識すること 廃棄物が学外でどのように処理されるかを説明することで学生および研究者に当事者意識を持つよう呼びかけている。 2) 不要な薬品の購入を控えること		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排 出 量	1.00 t	23.00 t
	(今後実施する予定の取組) 教育研究活動の拡大を踏まえ、今年度は、排出量を前年度目標値同一とし、上記の取り組みを継続することで排出量の継続的な削減に努める。 また、学生の卒業等により排出当事者が毎年大きく入れ替わるため、継続的に例年同様の取組を続ける。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 実験系廃棄物を以下の計28区分に分別するルールとしている。 無機系廃液11区分（主に酸・アルカリ）/有機系廃液8区分（主に廃油） 固体廃棄物4区分（汚泥など）/感染性廃棄物5区分
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も引き続き、上記の区分にて廃棄物を分別する予定である。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
排 出 量	9.58 t	5.40 t	69.56 t	0.96 t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
排 出 量	9.00 t	3.00 t	83.00 t	2.00 t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等	廃PCB等
排 出 量	3.72 t	0.27 t	- t	0.10 t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等	廃PCB等
排 出 量	7.00 t	1.00 t	0.01 t	- t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃石綿等		
排出量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃石綿等		
排出量	- t	0.10 t	- t	- t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

(第3面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第3面) - 3

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等	廃PCB等
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等	廃PCB等
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等	廃PCB等
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等	廃PCB等
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃石綿等		
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃石綿等		
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃石綿等		
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃石綿等		
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	- t	- t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	0.89 t	20.17 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.89 t	20.17 t
	再生利用業者への処理委託量	0.21 t	20.17 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.04 t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.25 t	- t
	(これまでに実施した取組) 昨年度は全ての廃棄物について、優良認定処理業者に中間処理を委託した。また、多くの廃棄物について東京都で認定する産廃エキスパートに中間処理を委託した。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
全処理委託量	9.58 t	5.40 t	69.56 t	0.96 t
優良認定処理業者への処理委託量	9.58 t	5.40 t	69.56 t	0.96 t
再生利用業者への処理委託量	9.44 t	- t	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	38.78 t	0.95 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	5.40 t	30.78 t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等	廃PCB等
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等	廃PCB等
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	廃水銀等	廃PCB等
全処理委託量	3.72 t	0.27 t	- t	0.10 t
優良認定処理業者への処理委託量	3.72 t	0.27 t	- t	0.10 t
再生利用業者への処理委託量	3.40 t	0.27 t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃石綿等		
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃石綿等		
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃石綿等		
全処理委託量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	1.00 t	23.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.00 t	23.00 t
	再生利用業者への処理委託量	0.05 t	22.14 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.38 t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
	今後も優良認定処理業者や認定熱回収業者の認定状況の動向を継続的に確認し、優良認定処理業者、再生利用業者および熱回収を行う業者への処理委託を優先する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	110.55 t	
	(今後実施する予定の取組)		
	今後も一部を除きほぼ全ての廃棄物処理依頼に関して電子マニフェストを使用する。		
※事務処理欄			

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）
全処理委託量	9.00 t	3.00 t	83.00 t	2.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	9.00 t	3.00 t	83.00 t	2.00 t
再生利用業者への処理委託量	8.78 t	- t	- t	0.01 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	38.78 t	49.57 t	1.95 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	3.00 t	16.89 t	- t

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸 (金属等を含むもの)	廃アルカリ (金属等を含むもの)	廃水銀等	廃PCB等
全処理委託量	7.00 t	1.00 t	0.01 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	7.00 t	1.00 t	0.01 t	- t
再生利用業者への処理委託量	6.69 t	0.93 t	0.01 t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	廃石綿等		
全処理委託量	- t	0.10 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	0.10 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	0.10 t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。